

「平成20年岩手・宮城内陸地震」災害の 早期復旧に関する緊急要望

去る6月14日、最大震度6強を観測した「平成20年岩手・宮城内陸地震」により、岩手県、宮城県の内陸部を中心に死者10人、行方不明者12人、負傷者288人、住家被害218棟のほか、交通・通信網の停滞、電力・上下水道等の供給停止など多くの被害が発生し、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。また、いまなお、多くの住民が余震の恐怖に耐えながら、生活している状況にある。さらに、今後の余震や天候の状況によっては土石流等土砂災害が懸念されている。

被災町村では、山間部の道路や農地等に被害が多く発生しており、現在復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、財政基盤の脆弱な町村にとっては、対応に困難を極めている。

よって、政府は、次の事項について、早急に特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「平成20年岩手・宮城内陸地震」を災害対策基本法に基づき激甚災害に早期に指定すること。
- 2 被災者に対する生活再建支援策を講じるとともに、電気・ガス・水道・交通網などのライフラインの早期復旧のため、必要な措置を講じること。
- 3 災害救援、災害復旧などの財政需要に対しては、特別交付税等において十分な措置を行うこと。

平成20年6月18日

全国町村議会議長会
会長 原 伸 一